

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省1-⑥)

| 施策目標                                     |  | 6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する   |                  |                    |                    |                           |  | 担当部局名     |      | 水管理・国土保全局 水資源部 |            |   | 作成責任者名   |            | 水資源政策課長 西口 学 |  |
|--|--|--|------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|--|-----------|------|----------------|------------|---|--|------------|--------------|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標                         |  | 安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。 |                  |                    |                    |                           |  | 施策目標の評価結果 |      | ②              | 政策体系上の位置付け | 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現   |  | 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月       |  |
| 業績指標                                     |  | 初期値  | 目標値<br>設定年度      | 実績値                |                    |                           |  |           | 評価結果 | 目標値            | 目標年度       | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等   |  |            |              |  |
|  |  |  |                  | 26年度               | 27年度               | 28年度                      | 29年度   | 30年度      |      |                |            |   |  |            |              |  |
| 20 多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度       |  | 75%  | 平成28年度           | 73%                | 74%                | 75%                       | 76%  | 76%       | A    | 約79%           | 令和3年度      | <p>【指標の定義】<br/>                     全国における都市用水の使用量を分母、多様な水源による安定供給量を分子とし、水資源開発施設等による開発水のほか雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された安定供給量の割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】<br/>                     近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。<br/>                     目標値は、H24年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるR3年度における値を推定している。</p> |  |            |              |  |
| 21 水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合             |  | 68%  | 平成28年度           | 62%                | 64%                | 68%                       | 71%  | 75%       | A    | 約90%           | 令和3年度      | <p>【指標の定義】<br/>                     水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画(34ダム)に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【目標設定の考え方・根拠】<br/>                     水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。<br/>                     このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。<br/>                     目標値は目標年度である令和3年度の完了予定事業数より設定する。</p>   |  |            |              |  |
| 達成手段(開始年度)                               |  | 元年度<br>行政事業レビュー<br>事業番号  | 予算額計(執行額)        |                    |                    | 元年度<br>当初<br>予算額<br>(百万円) | 達成手段の概要  |           |      |                |            | 関連する<br>業績指標<br>番号  | 達成手段の目標(30年度)<br>(上段:アウトプット、下段:アウトカム)  |            |              |  |
|  |  |  | 28年度<br>(百万円)    | 29年度<br>(百万円)      | 30年度<br>(百万円)      |                           |  |           |      |                |            |   |  |            |              |  |
| (1) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和49年度)      |  | 044  | 8<br>(8)         | 7<br>(7)           | 7<br>(7)           | 6                         | 全国の一級河川沿川の地下水調査を昭和49年より実施するとともに、河川水と一体となった地下水の挙動を把握し、適正な管理手法や地下水観測所及び観測項目の重点化の可能性についての検討を行う。<br>検討成果は、河川における流水の正常な機能の維持に資する基本データや、各地域で策定されている地盤沈下防止等対策要綱の地下水採取に係る目標量などの検証に活用していく。なお、地下水調査の結果については国土交通省のホームページにおいて公表している。 |           |      |                |            | -   | 地下水位観測箇所数<br>採取量が目標量以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、要綱の各対象地域の面積を考慮して、全体の達成割合を指標とする。   |            |              |  |
| (2) 水資源開発事業(昭和37年度)                      |  | 045  | 9,439<br>(9,438) | 12,540<br>(11,515) | 11,856<br>(12,461) | 11,741                    | 水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。<br>水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。                              |           |      |                |            | 20  | -  |            |              |  |
| (3) 世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費(昭和60年度) |  | 046  | 57<br>(55)       | 53<br>(52)         | 63<br>(54)         | 33                        | ・世界の水資源問題解決や我が国の企業・団体の国際展開に向け、国際会議を通じた情報発信及び情報収集を行う。<br>・アジアの水資源問題解決や我が国企業・団体の国際展開に向け、ワークショップ等を通じた具体的な政策対話や、アジアにおける統合水資源管理(IWRM)の推進に関する検討調査を行う。  |           |      |                |            | -   | ・世界的な水資源問題解決や我が国企業・団体の国際展開に向け、国際会議を通じて情報発信を行った回数<br>・水資源問題の解決に資する案件発掘・形成調査の実施件数<br>単年度で終わらず、翌年度のトップセールスやさらに深掘りの調査事業につながった案件発掘・形成調査(国土交通省実施)の件数 |            |              |  |

|   |     |                   |                    |                    |   |  |    |   |
|---|-----|-------------------|--------------------|--------------------|---|--|----|---|
| (4) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費<br>(昭和61年度) | 047 | 31                | 39                 | 31                 | 38  | 地盤沈下防止対策要綱に基づく施策を進めるため、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、毎年要綱の実施状況の把握と地下水・地盤沈下データの収集・整理・分析を行う。また、地域の実情に応じた地盤沈下対策を推進し、局所的な地盤沈下の継続や湧水時の短期的な地下水採取量の増大に伴う地盤沈下の発生を防止するため、要綱に定められた地下水採取目標量や地盤沈下対策事業等を評価する。  | -  | 地下水採取量・地盤沈下量等の調査・対策を実施している地盤沈下防止等対策要綱対象自治体数   |
|   |     | (29)              | (38)               | (30)               | 採取量が目標量以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、要綱の各対象地域の面積を考慮して、全体の達成割合を指標とする。(目標採取量に対する年間採取量は平成26年度が最新である。) |  |    |   |
| (5) 水源地域対策基本問題調査費<br>(平成4年度)            | 048 | 8<br>(8)          | 8<br>(7)           | 8<br>(7)           | 6   | 本事業は、水特法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」(水源地域支援ネットワーク)の構築を支援する。                                       | 21 | -   |
| (6) 水資源の現状把握等に要する経費<br>(昭和50年度)         | 049 | 22<br>(21)        | 19<br>(16)         | 16<br>(13)         | 14  | 全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行う。調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取まとめる。   | 20 | -   |
| (7) 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費<br>(平成12年度)    | 050 | 31<br>(30)        | 30<br>(30)         | 23<br>(22)         | 13  | 雨水・再生水利用の普及促進には、平常時のみならず渇水や大地震が発生した際に水利用の安定性を確保するため、利用実態等を踏まえた代替水源の確保が必要であることから、導入事例や条例等の普及促進施策に関する情報の共有化を図るなど、産・官・学・民が連携して取り組む。また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水機器の普及方策、節水に関わる制度の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用(弾力的水利用)することについて検討を行う。 | 20 | -   |
| (8) 渇水リスク評価手法の検討経費<br>(平成30年度)          | 051 | -<br>-            | -<br>-             | 8<br>(8)           | 12  | 水資源開発施設の整備状況、広域ネットワークの整備状況、流域の水資源量に対する水需要量、代替水源の有無、インフラの老朽化対策、気候変動の水資源への影響等を指標とし、各地域の渇水リスクを総合的に評価する手法を検討する。地域でリスク情報を共有し、関係機関がとるべき渇水対策を整理し、見える化することで被害を最小化する渇水対応タイムラインの作成を促進する。   | 20 | -   |
| 施策の予算額・執行額                              |     | 13,074<br>(9,598) | 16,346<br>(11,679) | 16,670<br>(12,603) | 11,863  | 施策に関する内閣の重要政策<br>(施策方針演説等のうち主なもの)  |    | 【閣議決定】<br>水資源開発基本計画(利根川・荒川水系(平成20年7月4日)、豊川水系(平成18年2月17日)、木曾川水系(平成16年6月15日)、淀川水系(平成21年4月17日)、吉野川水系(平成31年4月19日)、筑後川水系(平成17年4月15日))、水循環基本計画(平成27年7月10日)、国土形成計画(平成27年8月14日)、気候変動適応計画(平成30年11月27日) |
| 備考                                      |     |                   |                    |                    |   |  |    |   |

※複数の施策に係る事業の予算額について、「予算額計」|「当初予算額」欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。